

令和5年6月21日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。

本通知は、予防接種済証とは別に同予防接種を受けたことを証する書類を求める者に対して市区町村が交付する予防接種証明書の様式（第三）に関し、直近5回分が記載される旨の注記を付する改正を行う旨、知らせるものです。

本改正は、本年5月8日より、65歳以上の者、5歳以上65歳未満の者で基礎疾患を有するもの、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの、並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とした追加の同感染症に係る予防接種が開始され、最大可能接種回数が5回を超えることに伴うものとのことです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)